沖縄県旅館業法施行細則

昭和47年５月15日  
規則第40号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 改正 | 昭和54年４月５日規則第18号 | 昭和61年11月11日規則第51号 |
|  | 平成７年３月31日規則第34号 | 平成14年10月22日規則第48号 |
|  | 平成15年３月31日規則第16号 | 平成16年12月28日規則第60号 |

旅館業法施行細則をここに公布する。

旅館業法施行細則

（趣旨）

**第１条**　この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の実施のため、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び[旅館業法施行条例](javascript:OpenResDataWin('34790101001800000000','34790101001800000000'))（昭和47年沖縄県条例第18号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和61年規則51号〕

（旅館業許可申請書）

**第２条**　省令第１条第１項に規定する申請書は、旅館業許可申請書（[第１号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_57)）とする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　営業施設の構造設備を明らかにした図面

(２)　営業施設の周囲おおむね150メートル以内の見取図

(３)　法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

３　玄関帳場に代えて管理を設ける旅館業にあつては、当該管理の配置図及び平面図を添付するものとする。

一部改正〔昭和54年規則18号・61年51号・平成14年48号・15年16号〕

（許可証）

**第３条**　法第３条第１項の規定により旅館業の経営の許可を与えたときは、旅館業許可証（[第２号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_60)）を申請者に交付するものとする。

一部改正〔昭和54年規則18号・平成14年48号・15年16号〕

（旅館業営業承継承認申請書等）

**第４条**　省令第２条第１項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併用）（[第３号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_63)）又は旅館業営業承継承認申請書（分割用）（[第３号様式の２](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_66)）とする。

２　省令第３条第１項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続用）（[第４号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_69)）とし、同条第２項第２号に規定する同意書は、旅館業営業者相続同意証明書（[第５号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_72)）とする。

全部改正〔平成14年規則48号〕、一部改正〔平成15年規則16号〕

（旅館業営業承継承認書）

**第５条**　法第３条の２第１項の規定により営業者の地位の承継の承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（合併・分割用）（[第６号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_75)）を申請者に交付するものとする。

２　法第３条の３第１項の規定により相続人の承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（相続用）（[第７号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_78)）を申請者に交付するものとする。

全部改正〔平成14年規則48号〕、一部改正〔平成15年規則16号〕

（旅館業営業許可申請書記載事項変更届書等）

**第６条**　省令第４条の規定による届出は、旅館業営業許可・承継承認申請書記載事項変更届書（[第８号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_81)）又は旅館業営業停止・廃止届書（[第９号様式](http://www.pref.okinawa.jp/reiki/34790210004000000000/34790210004000000000/34790210004000000000_blk0.html#JUMP_SEQ_84)）によるものとする。

２　前項の旅館業営業許可・承継承認申請書記載事項変更届書には、施設の変更の場合にあつては新旧図面を添付し、同項の旅館業営業停止・廃止届書には、営業廃止の場合にあつては営業許可証を添付しなければならない。

全部改正〔昭和61年規則51号〕、一部改正〔平成15年規則16号〕

（水質の基準）

**第７条**　条例別表第１第６号エの規則で定める基準のうち原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に関する基準並びに条例別表第２第１項第４号エの規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の１の項から４の項までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事項 | 基準 | 検査方法 |
| １　色度 | ５度以下であること。 | 比色法又は透過光測定法 |
| ２　濁度 | ２度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ３　水素イオン濃度 | 5.8以上8.6以下であること。 | ガラス電極法又は比色法 |
| ４　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | １リットル中10ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| ５　大腸菌群 | 50ミリリットル中に検出されないこと。 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| ６　レジオネラ属菌 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

２　条例別表第１第６号エの規則で定める基準のうち浴槽水に関する基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき同表の右欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の１の項及び２の項の基準のいずれか又は両方を適用しないことができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 事項 | 基準 | 検査方法 |
| １　濁度 | ５度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| ２　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | １リットル中25ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| ３　大腸菌群 | １ミリリットル中に１個以下であること。 | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第１号）第６条に規定する方法 |
| ４　レジオネラ属菌 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

追加〔平成16年規則60号〕

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行前になされた申請、その他の手続きで、この規則施行の際まだその処理がされていないものについては、この規則による申請その他の手続きとみなす。

附　則（昭和54年４月５日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年11月11日規則第51号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旅館業法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の旅館業法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

附　則（平成７年３月31日規則第34号）

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成14年10月22日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月31日規則第16号）

１　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旅館業法施行細則の規定によりなされている申請又は届出は、この規則による改正後の旅館業法施行細則の相当規定によりなされた申請又は届出とみなす。

附　則（平成16年12月28日規則第60号）

この規則は、平成17年１月１日から施行する。